

京都市上下水道企業管理規程第33号

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年11月15日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局契約規程の一部を次のように改正する。

第1条中「その他」を「，地方公営企業法施行令（以下「地公令」という。）  
その他」に改める。

第17条第1項中「地方公営企業法施行令第21条の14」を「地公令第2  
1条の15」に改める。

第27条中「令第167条の2第1項第1号」を「地公令第21条の14第  
1項第1号」に改める。

第34条第1項中「地方公営企業法施行令第21条の14」を「地公令第2  
1条の15」に改める。

附 則

この規程は，公布の日から施行する。

（上下水道局総務部用度課）